主

原判決を破棄する。

被告人を罰金五万円に処する。

右の罰金を完納することができないときは金二百五十円を一日に換算し た期間被告人を労役場に留置する。

原審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

検察官の陳述した控訴趣意は記録に編綴の検察官藤井勝三提出の控訴趣意書記載のとおりであるからこれを引用する。

検察官の控訴趣意について、

〈要旨第一〉そもそも貸金業等の取締に関する法律第二条第一項にいわゆる金銭の貸付を業として行うとは、反覆継続し〈/要旨第一〉で行う意思の下に、不特定若しくは多数人に対し金利又はこれに準ずべき利益を取得して金銭の貸付をなす行為をいひ、たとい、反覆継続して不特定若しくは多数人に対し金銭の貸付をするも、何等金利又はこれに準ずべき利益を取得するものでないときは、該行為は金銭の貸付行為を業として行うものということはできない。けだし後者の行為はむしろ一種の慈恵行為を以て目すべきものであるから、これを貸金業の範疇に属せしめ以て貸金業等の取締に関する法律の取締の対象たらしめるの要がないからである。

論者或はいわん、貸金業等の取締に関する法律第一条の規定の精神に照すと、金利若しくはこれに準ずべき利益を取得しない金銭の貸付行為も、同法の取締の対象となるものであると、

今記録を査閲すると、本件起訴にかかる公訴事実は原判決摘録のとおりであり、 原判決は該事実につき、証拠によると被告人が別表の通りA株式会社外十八名に対 し二十五回に亘り合計金七十七万四千六百八十円を貸付けた事は当公廷における検 察官提出の各証拠によりこれを認めることができる、旨説示し、更に各証拠を掲げ

た上、以上を詳細に検討すれば被告人が前後二十五回に亘り継続的に前示金額を反 覆して貸付けた事は認められるが、之は二十数年前当時貧困であつた被告人の営む 材木商の資金に窮せし際Bから若干の資金の貸与を受けた為被告人は今日の生活の 安定を得るに至つたからその恩返しとして、親類、友人、知己等の困窮者等に同情 してこれを援助する為貸与する趣旨の下に大部分利息もとらず借用証書もなく期限 も定めずに貸付けたもので被告人には業として即ち営利の目的を以て前示金額を貸 付ける意思は毫もなかつたのであつて、畢竟被告人の判示所為は貸金業等の取締に 関する法律違反の罪を構成しないことに帰するものとして被告人に無罪の言渡をし ているのである。

しかしながら原判決が右説示にあたり挙示した各証拠に原審公判調書中の被告人 の供述記載を綜合すれば被告人は所定の貸金業者でないのにかかわらず、反覆継続 して行う意思の下に、原判決が引用した公訴事実記載のとおりの場所において、そ の期間内二十五回に亘り同公訴事実記載のとおり多数人に対し、その一部の者に対しては金利又はこれに準ずべき謝礼金等の名義による利益を得て、又他の一部の者に対してはこれを取得することなくして金銭の貸付をしたことを認めることができる。さすれば被告人の右所為は前掲当裁判所の説示のとおりその一部の者に対する金銭の貸付につき何等の利益を得るところがなく、又借用証書を徴せず更に返済期限の定めをなず、なお被告人の金銭貸付の動機が原料を記ってとおりとする。 も、被告人は所定の貸金業者でないのに、金銭の貸付を業として行うたものといわ なければならない。然らば被告人の右所為を貸金業等の取締に関する法律違反罪を 構成するものでないとして被告人に対し無罪の言渡をした原判決は法令の解釈を誤 り罪となるべき事実に法令を適用しなかつた違法があり、該違法が判決に影響を及ぼすことが明かであるから、原判決は刑事訴訟法第三百九十七条に則り破棄を免れ ない。論旨は理由がある。

そして当裁判所は記録及び原裁判所において取調べた証拠により直ちに判決をす ることができると認められるので、検察官の量刑に関する趣意に対する判断を省略 し刑事訴訟法第四百条但書に従い更に判決する。

罪となるべき事実。

本件起訴状記載の公訴事実を引用する。

証拠の標目。

右の事実は、

- 原審公判調書中の被告人の供述記載
- 被告人の司法警察員に対する供述調書中の供述記載
- 被告人の検察官に対する供述調書中の供述記載
- C、D、E、F、(第一、二回)の各司法巡査に対する供述調書中の供述 記載
- G、H、B、I、J、K、L、M、各作成の顛末書の記載 原審第二回公判調書中の証人N、同O、同P、同Q、同Rの各供述調書中 の供述の記載
- 原審第三回公判調書中の証人S、同F、同K、同B、同Tの各供述調書中 の供述の記載
 - 原審十回公判調書中の証人Uの供述記載

中の右引用の公訴事実に相反しない部分を綜合してこれを認める。

法律に照すに、被告人の判示所為は貸金業等の取締に関する法律第五条第十八条 第一号罰金等臨時措置法第二条に該当するところ所定刑中罰金刑を選択し、所定罰 金額の範囲内で、被告人を主文の刑に処し、刑法第十八条に則り右罰金を完納する ことができないときは金二百五十円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置 し、又原審における訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一条第一項を適用して被告人を して負担させることとする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 谷本寛 裁判官 藤井亮 裁判官 鍛冶四郎)